

特集 支援の新たな流れをよむ～第3回成年後見法世界会議から～

③ 成年後見人による 財産管理の基準

——アメリカ法と台湾法との比較を中心として——

台湾大学助理教授 黄 詩 淳

1 はじめに

筆者は第3回成年後見法世界会議の第1日目に
行われた「成年後見人による財産管理の基準——
アメリカ法と台湾法との比較を中心として——」
というパネルで報告を行った。以下では3人の論
者の報告内容を紹介したうえで、そこから得られ
た示唆に対してコメントしたい。

2 アメリカ・カリフォルニア州プルー デント・インベスター・ネットワ ーク代表取締役 CEO リー・アンケ氏 (Lee H. Anke)

一人目の報告者であるリー・アンケ氏からは、
以下のように報告された。

(1) 成年後見人による代行決定の一般的な 基準

「財産管理を含み、成年後見人が本人に代わっ
て本人のために決定する際の基準として、アメリ
カでは伝統的に『代行判断原則 (substituted
judgment)』と『最善利益原則 (best interest)』
が存在するといわれている。前者では後見人が本
人の後見開始前の意思や選好に従って決定すべき
であるのに対して、後者では後見人が本人にとっ
て客観的に有利な決定をすべきであり、受認者基
準とも称されている。後見人の役割は、本人の主
観にとって重要なこと (important to the pro-
tected person) と本人の客観的な利益のために重

要なこと (important for the protected person)
の間の微妙なバランスを探り、維持することであ
る。仮に不確実性が生じて、判断が困難な場合に
は、後見人は裁判所に意見を求めたほうがよかる
う。』

(2) 統一プルーデント・インベスター法 (Uniform Prudent Investor Act) における 財産管理の基準

「アメリカの多くの州は、成年後見における財
産管理の基準として統一プルーデント・インベス
ター法 (Uniform Prudent Investor Act、以下、
『UPIA』と略称) の規定を取り入れている。上述
の(1)であげた二つの原則のうち、UPIAは最善利
益原則すなわち受認者基準に親和的であり、具体
的には以下のルールを掲げている。すなわち、分
散投資の義務、リスクとリターンを把握する義務、
外部受託者 (advisor) の監督義務、本人に対する
忠実義務である。したがって、成年後見人が財産
管理または投資を行う際にもこれらの義務を遵守
しなければならない。』

(3) 外部受託者の選任にあたっての注意事項

「財産管理または投資は、場合によっては高度
な専門知識が必要であるため、UPIAは、かつての
『プルーデント・マン・ルール』とは逆に、受認者
(成年後見の場合は後見人) が財産管理事務を他の
専門家 (advisor、外部受託者) に委任することを
推奨している。それに基づいて、後見人は、注意
義務に従って外部受託者を選任し、委任の範囲を

書面で明確に定め、さらに外部受託者のコンプラ
イアンスを監督しなければならない。これらの義
務を果たした以上、後見人は、外部受託者の行為
については、被後見人に対して責任を負う必要は
ない。

では、後見人はどのように外部受託者を選任・
監督すれば、信託義務を果たしたとみなされるの
だろうか。以下ではいくつかの方法を紹介する。』

(A) FINRA (Financial Industry Regulatory Authority、金融取引業規制機構) が設置した BrokerCheck サイトの活用

「このウェブサイト <<http://www.finra.org/Investors/ToolsCalculators/BrokerCheck/index.htm>>
では、投資者や投資会社の現在と過去のライセンス
状態、雇用状態、規制情報、投資紛争、刑事記
録等の調査が可能である。後見人はまずこのサイ
トに掲載されている受託者個人および所属会社に
関する情報を調査し、規制を受けた者、投資紛争
にかかわる者または刑事記録のある者を回避す
べきであろう。』

(B) 分散投資のための価格相関係数表

「現代のポートフォリオ理論によると、金融商
品のうち、相互に無関係に変動する、さらには反
対方向に動く傾向のある商品を組み合わせること
によって、価格の変動がお互いに相殺し合い、全
体としての変動を小さく抑え、投資リスクを軽減

する効果があるとされている。そのため、成年後
見人は、外部受託者による財産管理の適切性を把
握するために、外部受託者からその投資目的商品
間の価格相関係数表を入手し、チェックする必要
がある。

この係数表は異なる投資商品の価格変動の相関
関係を数値化したものであり、相関関係は1.0～
-1.0までの数値で表現されている。0～1.0まで
を正相関といい、0～-1.0までを負相関という。
上述したように、投資分散効果を得るため、負相
関または正相関の数字が小さいものを選ぶべきで
ある。たとえば、[表] の中でC商品とE商品との
相関係数は0.72にまで達し、値動きが類似してい
るので、価格変動リスクに対しては、分散効果が
低いといえる。そのため、後見人は、外部受託者
がC商品とE商品とを組み合わせるような投資を
しないように監督すべきである。』

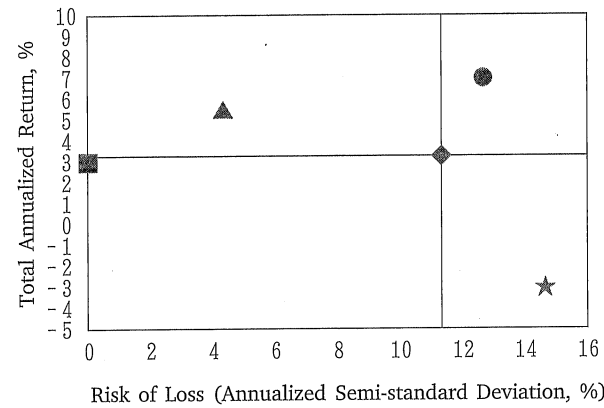
(C) リスク・リターン分布図を求める

「<図> 上に点在する記号は、個別の投資商品の
リスクとリターンの分布である。右上に位置する
ほど高リスク・高リターン、左下ほど低リスク・
低リターンであることを意味する。次に、<図> の
◆は、現在の投資商品の組合せ (ポートフォリオ)
であり、すなわちリスクは11.5%で、リターンは
3%である。それを<図> の左の■または<図>
の左上の▲に近づけさせるように、つまり現在よ

[表] 異なる投資商品間の相関係数表

Investments	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
A		0.24	0.16	0.42	0.05	0.46	0.00	-0.14	0.19	-0.09
B	0.24		0.27	-0.01	0.32	0.12	0.14	-0.01	0.08	0.00
C	0.16	0.27		0.07	0.72	0.30	0.34	0.49	0.72	0.68
D	0.42	-0.01	0.07		0.05	0.36	0.18	0.13	0.35	0.15
E	0.05	0.32	0.72	0.05		0.58	0.12	0.24	0.47	0.46
F	0.46	0.12	0.30	0.36	0.58		0.34	0.41	0.81	0.62
G	0.00	0.14	0.34	0.18	0.12	0.34		0.47	0.22	0.39
H	-0.14	-0.01	0.49	0.13	0.24	0.41	0.47		0.54	0.37
I	0.19	0.08	0.72	0.35	0.47	0.81	0.22	0.54		0.73
J	-0.09	0.00	0.68	0.15	0.46	0.62	0.39	0.37	0.73	

〈図〉 リスク・リターン分布図



り低リスクで、同様または高リターンの方向へ改善すべきであろう。後見人は、このような分布図により、現在の財産管理状態および改善方向を把握することができる。

2 台湾・筆者

台湾からは、筆者が登壇し、以下のように報告を行った

(1) 成年後見人による財産管理の基準と権限

「台湾の後見人による財産管理の基準は、台湾民法1101条と1112条に定められている。まず、同法1101条は本来、未成年後見に関する条文であるが、同法1113条によって成年後見に準用されている。同条1項によれば、後見人は、被後見人の利益のために財産を管理しなければならない。これは後見人が財産管理について『最善利益原則』を守る必要があることを示している。次に、同条2項1号は、後見人が被後見人を代理して、一般の不動産を購入または処分する際に、裁判所の許可がなければその行為の効力は生じないと定めている。これは不動産の価値の大きさから、その処分が被後見人の財産状態に対して重大な影響を及ぼす可能性を考慮して、後見人の処分の妥当性を裁判所にダブルチェックさせるためである。同条3項は、後見人の投資行為を、公債、中央銀行貯蓄券、金融債権、定期預金というリスクが極めて低いものに制限している。さらに、同法1112条は、

後見人はその身上監護と財産管理を行うにあたっては、被後見人の意思を尊重し、その心身の状態と生活状況を配慮する必要があることを求めており、すなわちアメリカの『代行判断原則』に近いといえる。

上述したように、成年後見人による財産管理の基準は、同時に『最善利益原則』と『代行判断原則』が民法に示され、いずれが優先されるのかが明文の規定がない。また、後見人が不動産の処分について裁判所の許可を得るべきであり、投資行為も一定の種類に制限されているため、アメリカ法と比べると、台湾の後見人の財産管理権限は制限されているといわざるを得ない。

(2) 裁判所と後見人との協力により行われる財産管理

「財産管理の権限が厳しく制限されていることは、台湾の後見の実情と関係していると思われる。すなわち、台湾では90%以上の後見人が、被後見人の親族であり、必ずしも財産管理の知識を有しておらず、このような財産管理の素人にアメリカ法のブルーデント・インベスター・ルールを課するのは不可能である。また、台湾には後見監督人制度がなく、後見人の専断や恣意を避けるためには、裁判所に監督の権限を与えるしかない。したがって、民法は、後見人の財産管理を低リスクの行為に制限し、さらに不動産の処分の妥当性を直接に裁判所の審査に服させる規定を採用している。いわば、財産管理の決定は、専門知識の不十分な後見人と裁判所の協力によって形成されているといえよう。その結果、台湾における財産管理は、財産の合理的な運用ではなく、むしろ保全に偏する結果となる。以下ではさらに裁判所の決定を分析し、不動産の処分に関して裁判所が採用した基準を抽出してみたい」。

(3) 不動産の処分に関する裁判所の判断基準

「実務上多く現れている不動産の処分は、主に不動産の売却、マンションの建替え、遺産分割と遺贈の4種類である。まず、不動産の売却は、所

有権を完全に喪失する代償に代金を獲得するが、現金は費消しやすく、後見人の流用の危険性が増大するから、裁判例は、生活費と療養看護費が不足している事情があって初めて処分の必要性を認めている。次に、不動産の建替えは投資的性格をもっていることは否定できないが、裁判所は、経済的利益・財産的価値の増加で判断している。また、遺産分割では、裁判所は、その分割の結果が本人の法定相続分類に相当するか否かによって妥当性を決定しているが、場合によっては、被相続人の意思または家産分析の結果を尊重し、不公平な遺産分割を認めた例もある。最後に、贈与は、売却と同様に不動産の所有権を失うものの代金が得られないため、それが何の理由によるものであれ、基本的には許されない。

以上の類型化の分析から、台湾の裁判例は、多くは客観的な『被後見人の利益』を基準に不動産の処分の当否を審査しているものの、事件類型（とりわけ遺産分割）によっては被後見人の家族の意向に配慮している事実もうかがわれる」。

(4) 家族の役割

「家族の関与は、後見人の監督や後見人に対して本人の希望や選好に関する意見を提供できる等のメリットがある。他方で、将来のより多くの遺産を確保するために、家族が後見人と共謀して、本人の生活や療養に支出する費用をできるだけ抑えようとするというディメリットも考える。そのため、後見人と裁判所は、家族の意見にも耳を貸さなければならないが、同時に本人の客観的な利益と主観的な希望を総合的に斟酌し適切な財産管理を行うべきであろう」。

3 アメリカ・フロリダ州弁護士・元全国後見協会理事長ミシェル・ホルスター氏 (Michelle R. Hollister)

続いて、3人目に、ミシェル・ホルスター氏から以下のように報告された。

「以上の二人の報告者(筆者注:アンケ氏と筆者)の報告から得られた情報に基づき、アメリカと台

湾との違いを以下のようにまとめてみた」。

(1) 後見人の人選

「アメリカでも本人の親族が最も多いが、公的後見人と専門職後見人も大きな役割を果たしている。これに対して、台湾では親族後見人の割合が圧倒的であり、公的後見人が少なく、また、専門職後見人はほとんど存在しない」。

(2) 裁判官への支援

「アメリカでは全国検認裁判官学院または各地方の弁護士会は、裁判官に対して教育トレーニング・プログラムを提供しているほか、成年後見事件をめぐる裁判基準の一元性(一致)と法的安定性の向上を図るため、全国検認裁判官学院と全国州裁判所センターは共同して全国検認裁判所基準(National Probate Court Standards)を公表している。さらに、調査官や手続代理人等のスタッフは具体的な事件において裁判官に協力している。他方で、台湾でも類似した取扱いがある。たとえば、裁判官学院は最近では、成年後見事件を取り扱う裁判官のために、精神鑑定・障害者の権利・手続監護人の運用に関する講習を開設している。また、裁判所内部のネットには、精神鑑定の機構・手続監護人の名簿や裁判書類の例文が掲載されている。しかし、アメリカと比較すれば、その内容は非公開的であり、数量もまだ少ない」。

(3) 財産管理の基準の相違

「アメリカと台湾とは基本的な社会事情や法制度が異なるため、後見人の財産管理の基準も異なっている。アメリカでは、分散投資や外部受託者に対する監督によってリスクを適切にコントロールすれば、後見人は被後見人の財産の投資も可能である。これに対して、台湾では、後見人の投資行為はリスクのない種類のそれに制限され、不動産の処分については、裁判所はおおむね本人の客観的な利益を基準として判断しているが、遺産分割の事件類型では本人の家族の意向に左右される傾向もある」。

4 得られる示唆

アメリカ法では後見人が財産管理の事務を外部受託者に依頼することが推奨されており、同時に後見人による外部受託者の選任・監督についての一定の注意義務が要求されている。資産管理の専門家への委託で、よりよい収益が得られ、本人の利益にも合致する。そのため、本人の財産が一定の金額以上であれば、一定のリスクに伴う投資について後見人が金融の専門家に委任するという財産管理の方法を認めてもよいのではないかと。現在の台湾民法の規定はこの点では弾力性を欠いていると思われる。また、アメリカ法の議論から、後見人が外部受託者を監督するための方法、すなわち、金融取引業規制機構の公開情報・金融商品の価格相関係数表・リスクリターン分布図等の資料が用いられていることは示唆的である。

他方で、本人の財産が必ずしも潤沢ではない場合には、財産管理の外部のプロへの委託は現実には困難であり、後見人は自ら財産管理するしかない。後見人が投資の専門家ではないことに鑑み、財産管理に関しては台湾法のような保守的な方針、すなわちリスクのある投資行為を控え、かつ裁判所の許可を経るといった方法もありうる。ただし、

裁判所と後見人との協力により行われる台湾流の財産管理は、必然的に裁判所の負担を増やしてしまう。すべての不動産の処分を事前に裁判所の審査を付することが可能なのは、台湾の裁判官の人数に関係するのである。具体的には、2013年に台湾の全体の裁判官数は2070人であるのに対して、日本の裁判官数は3750人である（裁判所職員定員法1条における下級裁判所の裁判官の員数3735人と最高裁判所裁判官15人とを合わせた数）。日本の人口数は台湾の5.4倍であるが、裁判官数は1.8倍しかない。このような背景事情の違いがあるため、日本民法859条の3が、居住用の不動産の処分についてのみ裁判所の許可を要求しており、非居住用の不動産の処分について原則的には成年後見人が単独で決定しようとなっている。ただ、成年後見監督人がいる場合には、同法864条により成年後見人は成年後見監督人の同意を得なければならない。つまり、不動産の処分に関する監督は、台湾では裁判所、日本では裁判所と成年後見監督人がともに担っている。構造は異なっているが、事前チェックの方法により適正な不動産の処分を図る機能は同様であろう。

(こう・しじゅん)

発刊予告 成年後見実務の第一線で活躍する弁護士・司法書士・社会福祉士が、成年後見制度の理念から実務までを、最新の理論・実務動向に基づき、具体的な事例をもとにわかりやすく解説!

Q & A 成年後見実務全書 [第1巻]

理念～成年後見開始の実務まで

赤沼康弘(弁護士)・池田恵利子(社会福祉士)・松井秀樹(司法書士) 編

2巻、3巻も順次刊行予定

A5判・約380頁・予価 本体4,000円+税

発行 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
[営業] ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

特集 支援の新たな流れをよむ～第3回成年後見法世界会議から～

4 オーストラリアの遺言・成年後見等における能力判定の現状と展望

司法書士 高橋 弘

1 はじめに

本セッションは、遺言や成年後見の利用に際して必要となる能力の評価判定について、法的観点と医学的評価の側面から、専門家間の連携が不足するオーストラリアの現状を分析し、課題の解決に向けた国レベルの一貫した取組みを提言するための考察を行うものであった。本稿は、紙数の関係で、ケリー・パーサー博士(Kelly Purser、クウィーンズランド工科大学)とサリー・マクスウィガン博士(Sally McSwiggan、マッコリー大学)の2名の報告者のうち、パーサー博士の報告を中心に、筆者が理解したところを簡潔に整理しコメントを加えたものであることをあらかじめご了承ください。

2 報告者

報告者について、会議に提出された資料をもとに簡単に紹介する。

パーサー博士は、2011年オーストラリアのクウィーンズランド工科大学の講師となり、現在は同大学健康法研究センターのメンバーとして活躍中である。同博士は、クウィーンズランド州、ニューサウスウェールズ州両州の事務弁護士(Solicitor)をしていたことから、財産管理の法律実務に精通しているだけでなく、高齢者法、相続法、信託法、衡平法にも明るい。また、学位取得に際

し、遺言、任意後見、事前指示書の作成に必要な能力判定や、法律、医療、両専門家の連携について熱心な研究をした経験を有する。

次に、マクスウィガン博士は、能力分野における研究で学位を取得し、現在は高齢者介護の分野における臨床神経精神学者である。同博士は、ニューサウスウェールズ州の後見裁判所および同州の精神衛生再審裁判所民事弁論部のメンバーでもある。

3 能力判定を取り巻く現状

「遺言や成年後見制度を利用する際には、能力の程度や有無を評価し判定しなければならない。しかし、現状では、その評価や判定方法について、法律、医療の両専門家が、いずれもバラバラで足並みが揃っておらず、両者間には多くの誤解が存在する。確執ともとれる摩擦があるのではないだろうか。そればかりか、遺言や後見制度の利用に際して評価判定すべき能力とはそもそもどのようなものなのか、こうしたことについての正確な理解すら存在していないように思われる。

一方、オーストラリアにおいても、判断能力が不十分な状況にある高齢者人口は増加傾向にあり、認知症の発症率も上昇し続けることが予想される。2050年には認知症高齢者の数が113万人に達する見込みである。そして、2060年代になると、認知症高齢者に対して必要となる医療費は、医療費全

特集 医療と後見の連携

- ① 医療と後見の連携——何が課題となっているのか—— 神戸大学教授 丸山 英二
- ② 高齢者医療における後見との連携 認知症介護研究・研修東京センター研究部長 永田久美子
- ③ 成年後見制度において医療が必要な者の意思能力の概念とその評価 北村メンタルヘルス研究所 北村 俊則

論説・解説

- ・ 後見支援信託の実情 最高裁判所事務総局家庭局
- ・ 光の家療育センターにおける権利擁護の実践 光の家療育センターセンター長 丸木 和子
- ・ リーガルサポート「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告」について 司法書士 迫田 博幸
- ・ JR 東海高裁判決と後見実務への影響 弁護士 田中 朝美
- ・ [裁判例研究] 大阪地裁堺支部平成25年3月14日判決 流通経済大学教授・弁護士 西島 良尚
ほか

(編集顧問)

新井 誠 (中央大学教授)

(編集委員)

赤沼 康弘 (弁護士) 池田恵利子 (社会福祉士) 大貫 正男 (司法書士)

小嶋 珠実 (社会福祉士) 高橋 弘 (司法書士) 森 徹 (弁護士)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート (船木美香)

(企画)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

■ 編集後記 ■

●平成26年9月9日に厚労省から「平成26年度地域生活支援事業『特別支援事業』の追加実施について」が出された。対象事業(法人後見事業等)を立ち上げる市町村に、早期の事業立上げのため、また、事業が軌道に乗るよう補助金による支援をすることである。うまく利用し、地域のあるべき権利擁護を担ってほしい。(I)

●市区町村で把握している身元不明者は346人であり、うち35人が認知症であること、認知症の行方不明者として市区町村が把握しているのが5201人であり、うち発見されたが死亡していたのが383人であることが、厚労省から発表された(9月19日)。本誌51号(6月発売号)では、認知症の成年被後見人が失踪した(行方不明となった)事例を取り上げた。本誌読者の近くで、現実にかけているのである。このことをどうとらえ、どのように対応すべきなのだろうか。(A)

実践 成年後見 No.53

発行日 平成26年11月1日
 定価 本体1700円+税
 編集人 田中敦司 池田優
 jkouken@minjiho.com
 発行人 田口信義
 発行所 株式会社 民事法研究会
 〒150-0013
 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
 [営業] TEL03-5798-7257
 FAX03-5798-7258
 [編集] TEL03-5798-7277
 FAX03-5798-7278
 http://www.minjiho.com/
 印刷所 株式会社 太平印刷社
 ISBN978-4-89628-974-9 C2032 ¥1700E

市民後見人養成講座〈全3巻〉

● 成年後見制度の概要、市民後見人の役割・しくみ、民法その他の法律の基礎を収録！ 第1巻 成年後見制度の位置づけと権利擁護

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編 (B5判・273頁・定価 本体2100円+税)

序章 市民後見人のすすめ	第2章 市民後見人概論
第1章 成年後見制度の位置づけ	I 市民後見人の理想像
I 旧い制度(禁治産制度)から新しい制度(成年後見制度)へ	II 市民後見人の具体的役割
II 人権と成年後見	III 市民後見のしくみ
III 成年後見制度概論	VI 市民後見人の可能性
IV 法定後見制度	第3章 民法その他の法律の基礎
V 任意後見制度	I 民法
VI 後見登記制度	II 刑法
VII 成年後見制度における市町村の責任	III その他の基本法
VIII 日常生活自立支援事業	
IX 成年後見制度利用支援事業	
X 権利擁護に関する組織	
XI 成年後見制度の課題	

● 成年後見にかかわる法律・制度から、活動の実際、対人援助の基礎、体験実習での留意点などを解説！ 第2巻 市民後見人の基礎知識

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編 (B5判・340頁・定価 本体2600円+税)

第1章 成年後見にかかわる法律・制度	第4章 対人援助の基礎
I 高齢者施策	I 成年後見制度における対人援助
II 障害者施策	II コミュニケーションの基本
III 生活保護	III 信頼関係の構築
IV 健康保険	IV 生活全体のコーディネートの支援
V 公的年金制度	V 他職種・他機関との関係
VI 税務	VI 現実検討
第2章 対象者を理解する	第5章 体験実習(フィールドワーク)
I 認知症高齢者	I 体験実習についての留意点
II 知的障害者	II 後見人の後見業務に同行する際に注意すべき事項
III 精神障害者	第6章 家庭裁判所の役割
IV その他の障害	I 家庭裁判所における成年後見関係事件の位置づけ
第3章 市民後見活動の実際	II 成年後見関係事件の種類と取扱件数
I 品川区における市民後見の取組み	III 家庭裁判所の役割
II 大阪市における市民後見の取組み	IV 他機関との役割分担
III 青森県における市民後見の取組み	

● 就任時から終了時までの実務を解説するとともに、事例検討(グループワーク)で活用できる演習課題も収録！ 第3巻 市民後見人の実務

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編 (B5判・226頁・定価 本体1700円+税)

第1章 就任時の実務	III 本人の死亡による後見終了時の手続
I 後見等開始の審判の流れ	IV 「死後事務」の課題
II 就任時にすべきこと	第4章 市民後見人のこれから
III 財産目録の作成	演習課題1 自宅を離れたくない本人と周囲との関係
IV 収支予定表の作成	演習課題2 財産目録・収支予定表の作成
V 後見事務の方針	演習課題3 施設入所をする際の賃貸アパートの明渡し
第2章 成年後見の実務	演習課題4 外出・買い物好き
I 成年後見実務の基本的視点	演習課題5 貯えが少しずつ増えてきたら
II 職務の範囲・概要	演習課題6 賃貸住宅を解約したいが、住所を置くところがない
III 財産管理	演習課題7 極度の肥満の本人とのかかわり方
IV 身上監護	演習課題8 グループホーム生活が嫌だという訴え
V 報告	演習課題9 新聞の購読やお酒の注文
第3章 後見終了時の実務	演習課題10 疎遠な息子からの金銭の要求
I 後見終了の原因	ほか 全16問
II 後見人の辞任手続	

成年後見

編集顧問 新井 誠

支援の新たな流れをよむ

～第3回成年後見法世界会議から～

特集

- 1 「基調講演」と「成年後見制度の比較セッション」
社会福祉士 大輪典子
- 2 後見人監督の現在とその未来
多摩大学非常勤講師 金井憲一郎
- 3 成年後見人による財産管理の基準
—アメリカ法と台湾法との比較を中心として—
台湾大学助理教授 黄詩淳
- 4 オーストラリアの遺言・成年後見等における能力判定の現状と展望
司法書士 高橋弘
- 5 本人中心の支援を受けた意思決定（支援付き意思決定）
東京医科歯科大学大学院講師 遠藤慶子
- 6 地域社会生活とその政策
～人権擁護を基礎としたアプローチ～
司法書士 長谷川秀夫
- 7 支援された意思決定のケース
名古屋学院大学教授 中村昌美
- 8 法定後見における高齢者虐待防止・介入のためのモデルアプローチ
社会福祉士 池田恵利子
- 9 代行判断決定法理と最善の利益基準の先にあるもの
弁護士 北野俊光
- 10 成年後見制度のオルタナティブは何か
弁護士 赤沼康弘
- 11 過剰は制限に、少なすぎるのは見捨てることに—後見制度によるあるべき介入を求めて—
多摩大学非常勤講師 金井憲一郎
- 12 中国と日本の成年後見法改正
司法書士 大貫正男
- 13 人権はどこから始まるか
司法書士 宮本秀晃
- 14 ボランティアが後見システムを強化する
弁護士 小此木清
- 15 総括討議—各国の成果から学ぶべきこと
中央大学教授 新井誠